

赤い羽根共同募金
地域配分（B配分）申請（令和7年度申請・8年度使用）について

I. 応募資格

1) 東京都の区域内に所在する地域福祉の推進を目的とする事業をおこなう各種民間社会福祉施設、団体など

- ① 社会福祉法第2条に定める児童厚生施設（児童館）
- ② 社会福祉法及び東京都補助要綱による保育施設（保育室・認証保育所を含む）
- ③ 障がい児・者の地域生活支援及び就労支援をおこなう施設・団体
- ④ 社会福祉関係通知等による施設
- ⑤ その他、地区配分推せん委員会において認められた、地域福祉の推進を目的とする団体
※会社法人が経営、学校法人及び特殊法人が運営する施設は対象になりません。

2) 原則として、申請時点において事業開始から1年以上経過していること

II. 申請対象事業

1) 地域福祉の向上に資すると判断され、寄付者の信頼にも充分に応えられる事業であること
2) 令和7年度に実施する事業であること（令和6年度末の配分決定通知以前に実施（購入）するものは対象となりませんのでご注意ください。）

3) 申請は1施設・団体につき内容、空間などで括することができる目的を1つとした1事業に限ること（目的の異なる2つ以上の事業を申請することはできません。例：備品整備と宿泊研修、など）

◇指定障害福祉サービス事業者における施設の単位は、施設数もしくは東京都における事業所指定書の取得数、いずれか小さい数とすること。（例：共同生活援助におけるユニットは、指定番号を受けた1つの施設に含めて申請。）

- 4) 施設・団体維持のための運営費（人件費、家賃、光熱水費など）ではないこと
- 5) 日常の活動に使用しないものではないこと
- 6) 事務管理を主な目的とした備品整備（防犯設備等含む）ではないこと
- 7) その他、配分推せん委員会で認めたもの

◇配分事業の例

1 備品整備事業（原則5年以上の使用が見込まれるもの。消耗品は除く。）

- (1) 利用者が日常的に使用するもの（電化製品、家具・備品、遊具、等）
- (2) 利用者の就業・生活訓練、授産作業等で使用するもの（機器、作業台、等）
- (3) 利用者や地域住民が使用する防災・災害対策用備品（日常活動での使用も見込まれるもの）

2 小破修理（賃貸物件に係るものは対象外）

※貸主責任で整備すべきものは対象外です。

3 利用者の生活の向上に資する事業（研修、訓練、交流事業、等）

※申請書記入の際は、下記をご参照の上、事業の福祉的意義を明示するようご配慮ください。
宿泊訓練、日帰り研修、社会体験、職業体験、地域交流、音楽療法、スポーツ・文化活動、防災研修、講習会、等

◇配分対象としないものの例

- ・ 施設・団体維持に係る運営経費（家賃、光熱水費、職員人件費、等）
- ・ 施設・団体の責任で設置する設備、事業の実施など（防犯設備、職員を対象とした研修会、等）
- ・ 主に事務・管理的な用途で使用するもの（什器・備品、電子機器、ナースコール、等）
- ・ 備品購入の際の間接的経費（備品処分費、リサイクル費、送料、諸経費等）

※「申請事業費」は、見積もりから間接的経費を除いた額として下さい。ただし、対象外項目が記載された見積書も添付資料として有効ですので、それらを除いた見積書を別途取る必要はありません。

III. 配分申請額

3万円～30万円以内（万円未満切り捨て）

- ① 申請事業費の75%以内を上記の金額となるようにしてください。申請額が申請事業費の75%を超える場合は、申請事業費の75%以内を申請額といたしますので、10万円以下になる場合もあります。
- ② 所在する地域の募金額や申請状況等により配分決定額が変わる場合があります。
- ③ 所在する地域により申請額の下限が異なる場合があります。

IV. 申請書式（全地区共通）

申請書 1

申請書 2

V. 提出書類

① 申請書 1

申請書 2

② 見積書、事業計画書（予算を含む）

①と②を

2部（正本と副本）ご提出ください。

※副本とは、正本をコピーしたものです。

※今年度より、定款や役員名簿等の提出は不要とし、上記2種類の書類提出のみとなりました。

VI. 申請期間

2025（令和7）年12月1日（月）～12月8日（月）

午前9時30分～午後4時（土曜・日曜・祝日を除く）

※事前にお電話にて来所日時のご予約をお願いします。

VII. 申請書提出先

社会福祉法人中野区社会福祉協議会

〒164-0001 中野区中野5-68-7 スマイルなかの（社会福祉会館）4階

経営管理課 担当：小山 奈美、柴田 朝美

電話：5380-0751 FAX：03-5380-0750

（日曜・祝日・第3月曜はお休み）

VIII. 配分の決定

令和8年1月に配分推せん委員会で内容を勘案し、東京都共同募金会に推薦します。配分先は東京都共同募金会が決定します。決定通知は、令和8年4月上旬に郵送いたします。

IX. 事業報告

事業終了後、1か月以内に「事業報告書」を提出してください。